

安全・安心な生活と 快適な暮らしを支える水道を目指して

令和 8 年 5 月分から

水道料金改定のお知らせ

毎日の暮らしに欠かせない「水」を供給する水道は、市民生活を支える重要なライフラインです。市の水道事業は公営企業として、皆さんに安全・安心な水をお届けするために必要な費用は、利用者の皆さんから納められた水道料金に支えられて運営しています。

これまで14年間にわたり経営努力により水道料金を据え置いてきましたが、水需要の減少に伴う水道料金の減収と、近年の物価高騰等による運営費が増加しており、さらに厳しい経営状況になることが見込まれる中であって、老朽化が進む水道施設・管路の更新・耐震化を図り、将来にわたり安定した事業運営を継続していくために必要なご負担をお願いするものです。水道料金の改定にご理解とご協力をよろしくお願いします。

水道料金の改定内容

水道料金を全体平均で14.5%引き上げし、令和8年5月分(7月請求)から新たな料金制度を適用します。

今回の改定により、一般家庭のモデルケースとして口径20mm、1か月20m³使用で、400円(税抜)の引き上げとなります。

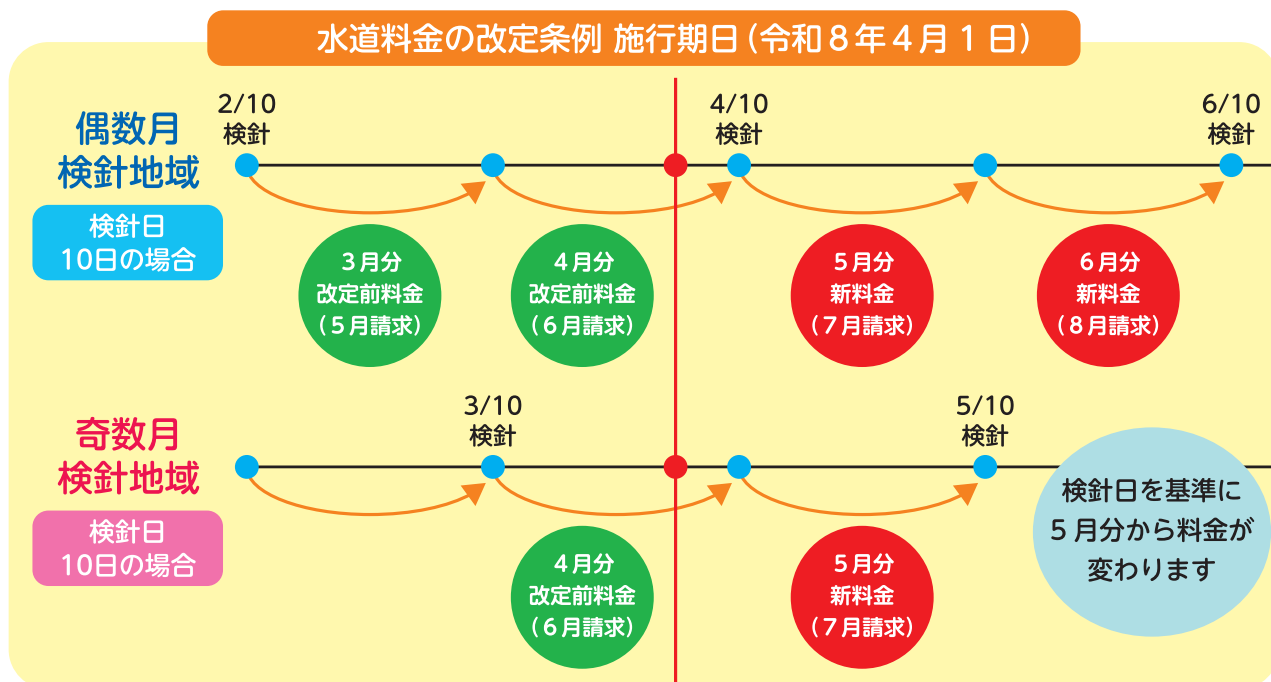
(消費税抜)

口径 (mm)	新料金(1か月分)			改定前			改定額(上段)・改定率(下段)		
	基本料金	従量料金(1mにつき)		基本料金	従量料金(1mにつき)		基本料金	従量料金(1mにつき)	
13	1,140円	11~30㎡ 160円	31㎡~ 195円	1,000円	11~30㎡ 140円	31㎡~ 170円	140円 (14.0%)	11~30㎡ 20円 (14.3%)	31㎡~ 25円 (14.7%)
20	1,600円			1,400円			200円 (14.3%)		
25	2,180円			1,900円			280円 (14.7%)		
30	2,990円			2,600円			390円 (15.0%)		
40	4,020円	1㎡~ 220円		3,500円	1㎡~ 190円		520円 (14.9%)	1㎡~ 30円 (15.8%)	
50	5,750円			5,000円			750円 (15.0%)		
75	12,650円			11,000円			1,650円 (15.0%)		
100	20,700円			18,000円			2,700円 (15.0%)		
150	55,200円			48,000円			7,200円 (15.0%)		

※基本水量(従量料金がかからない水量)は、「口径30mm以下:10m³」です。

改定の時期について

新料金の適用は、「令和8年5月分(7月請求)」からとなります。料金算定対象期間に令和8年3月が含まれる「4月分」は、改定前の料金となります。



水道料金は、水道の水量(検針数値)に基づいて算定します。水量測定のための検針は隔月(2か月に1回)で行い、検針日の属する月分(後期分)とその前月分(前期分)として、水量を各月で均等(端数調整あり)とし、算定した料金はその翌々月に毎月請求しています。

改定後の計算例 (口径20mmの場合)

① 2か月の水道使用水量が37m³の場合

1か月あたりの水道使用水量：前期分19m³・後期分18m³

●前期分(19m³)の水道料金

A 基本料金(基本水量：10m³) + B 従量料金：9m³

$$A \text{ 1,600円} + B \text{ 160円} \times 9 \text{ m}^3 = 3,040\text{円 (税込3,344円)}$$

●後期分(18m³)の水道料金

A 基本料金(基本水量：10m³) + B 従量料金：8m³

$$A \text{ 1,600円} + B \text{ 160円} \times 8 \text{ m}^3 = 2,880\text{円 (税込3,168円)}$$

② 2か月の水道使用水量が68m³の場合

1か月あたりの水道使用水量：前期分・後期分ともに34m³

●前期分・後期分(34m³)の水道料金

A 基本料金(基本水量：10m³) + B 従量料金：24m³

$$A \text{ 1,600円} + B \text{ 160円} \times 20 \text{ m}^3 + 195\text{円} \times 4 \text{ m}^3 = 5,580\text{円 (税込6,138円)}$$

お問い合わせ先

木津川市上下水道部 業務課 〒619-0221 京都府木津川市吐師上柏谷 17-1

TEL 0774-75-1250(直通) 0774-72-0203(代表)